

岐阜県公報

号 外 (二) 平 成 三 十 年 十 一 月 二 日

目 次

告 示

指定猟法禁止区域の指定

(環境企画課)

ページ

告 示

岐阜県告示第五百四十号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第十五条第一項の規定により次のとおり指定猟法禁止区域を指定するので、同条第二項の規定により公示する。

平成三十年十一月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定猟法の種類

銃及びわなを使用する方法

二 指定猟法禁止区域の名称及び区域

名 称	区 域
県中南部指定 猟法禁止区域	可児市(旧可児郡兼山町の区域に限る。)、加茂郡川辺町及び八 百津町並びに可児郡御嵩町

三 指定猟法禁止区域の存続期間

平成三十年十一月七日から平成三十年十一月十四日まで

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日
金曜日)

発行

(休日
に当たる
ときは翌日)

平成三十年十一月二日

平成三十年十一月二日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社